地球温暖化対策の充実と地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入推進について

く提案・要望先>

環境省, 経済産業省

く提案・要望内容>

平成27年に開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において,2020年以降の地球温暖化対策として,全ての国に対し緩和への貢献と適応能力の拡充等を義務付けるパリ協定が合意されました。我が国の緩和と適応の取組を推し進めるためには,国と地方自治体,民間等多様な主体の連携を強化することが求められております。

また、一層の普及促進が求められている再生可能エネルギーについては、平成24年に施行された固定価格買取制度により太陽光発電を中心に導入が急速に拡大しており、本県においても、制度開始以降、200万kWを超える太陽光発電施設が導入されており、全国第1位となっています。

しかしながら、あまりに急激な導入に伴い、自然環境への影響や工事の安全性などについて、地域住民から不安の声が上がっていることから、県では、太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインを策定し、適正導入を推進しているところです。

国においては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が改正され、固定価格買取制度の見直しが行われましたが、発電設備の適切な設計・施工や維持管理、事業終了後の撤去・処分費用の確保等については、確実に担保される仕組みとはなっておりません。

つきましては、地球温暖化対策について、より積極的かつ具体的な施策の推進を図るとともに、地域社会と共生した再生可能エネルギーの導入を推進するため、下記事項について要望いたします。

記

- 1 県が実施する温室効果ガス排出削減の施策や気候変動影響評価,適 応策等に対し,技術的・経済的支援を行うこと。
- 2 電力の完全自由化に伴い把握できなくなった小売電気事業者ごとの 都道府県別電力需要実績をはじめ、温室効果ガスの算定に必要不可欠 な情報について、国の主導により開示する仕組みを作ること。
- 3 地域地球温暖化防止活動推進センターが行う,地域における地球温暖化対策に関する普及啓発等の活動に対して,支援を一層拡充すること。
- 4 再生可能エネルギーや、燃料電池自動車など次世代自動車の一層の 普及拡大を図るため、研究開発や導入促進に向けての各種支援策に係 る法制上、財政上、税制上その他の措置を集中的に講ずること。

- 5 再生可能エネルギーの導入推進にあたっては、以下の事項に特段の 配慮を行うこと。
- (1)太陽光発電施設の適正導入を図るため、安全性を確保するための造成、地盤強度等に関する設計基準や施工・管理に関する具体的な 基準を整備すること。
- (2) 地方自治体の意見を事業に反映させることができるよう,固定価格買取制度における地方自治体への情報提供制度の拡充を図ること。
- (3) 一定規模以上の太陽光発電設備の設置には地方自治体の同意など を必要とする制度を創設すること。
- (4) 買取価格に含まれている処分費用を計画的に積み立てる制度を国主導で設けるなど、太陽光発電事業終了後の施設設備の撤去・廃棄 が確実に履行される制度を創設すること。